

議員提出議案第2-6号

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和2年11月25日

あきる野市議会議長 天野正昭 殿

提出者 あきる野市議会議員 堀江 武史

賛成者 あきる野市議会議員 合川 哲夫

〃 〃 増崎 俊宏

〃 〃 たばた あずみ

〃 〃 辻 よし子

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策に伴う社会情勢及び市の財政状況に鑑み、令和2年12月に支給する市議会議員の期末手当を減額する特例措置を講じるため。

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成7年あきる野市条例第22号）第5条第2項の規定にかかわらず、令和2年12月に支給する市議会議員の期末手当の額は、同項の規定により算出して得た額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。